

I

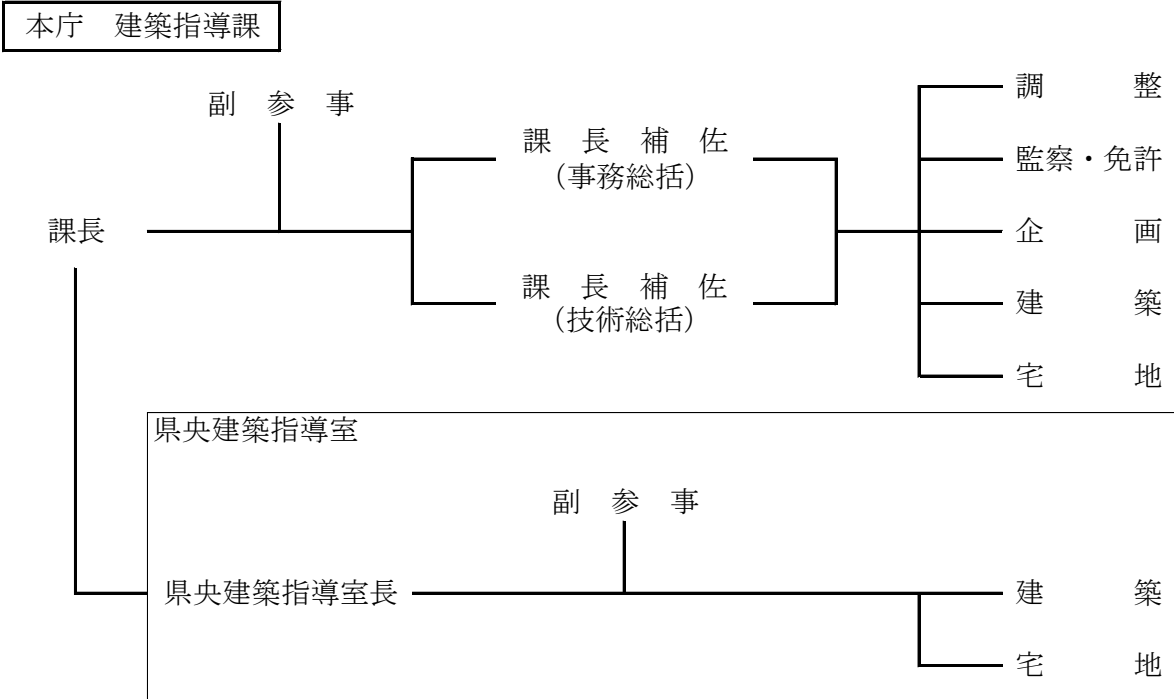
組

織

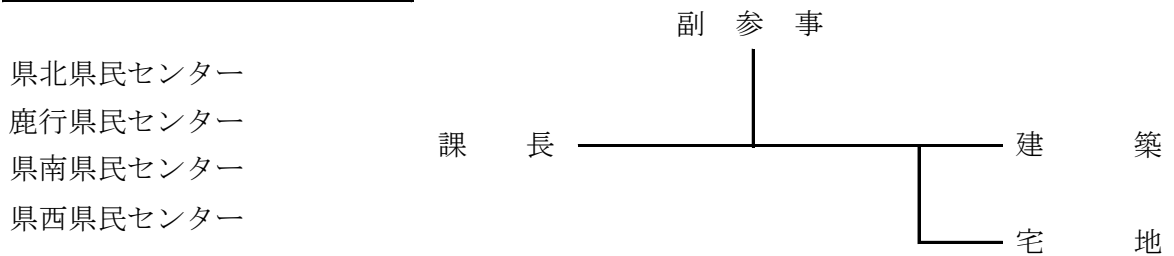
I-1 土木部行政機構

I-1-1 建築指導課行政機構図

(平成30年4月1日現在)



県民センター 建築指導課



特定行政庁

- | | |
|--------|------------|
| 水戸市 | 都市計画部建築指導課 |
| 日立市 | 都市建設部建築指導課 |
| 土浦市 | 都市産業部建築指導課 |
| 古河市 | 都市建設部建築指導課 |
| 高萩市 | 産業建設部都市整備課 |
| 北茨城市 | 都市建設部都市計画課 |
| 取手市 | 都市整備部建築指導課 |
| つくば市 | 都市計画部建築指導課 |
| ひたちなか市 | 都市整備部建築指導課 |

I-2 職員数

I-2-1 建築関連課所別職員数

(平成30年4月1日現在)

課・所名	職 種 事務	技 術						一般 職計	技労	合計
		土木	建築	機械	電気	化学	計			
本 庁	建築指導課	10	3	18		1		22	32	32
	住 宅 課	11	2	12		1		15	26	26
	営 繕 課	3		14	5	6		25	28	28
	監 理 課	21	9	1				10	31	31
	検査指導課	4	15	3				18	22	22
	都市計画課	6	11	1			1	13	19	19
	小 計	55	40	49	5	8	1	103	158	0
県 民 セ ン タ ー	県北・建築指導課		1	2				3	3	3
	鹿行・建築指導課	1	1	7				8	9	9
	県南・建築指導課	1	3	11				14	15	15
	県西・建築指導課	2	1	10				11	13	13
	小 計	4	6	30	0	0	0	36	40	0
計	59	46	79	5	8	1	139	198	0	198

(市町村・団体等派遣・休職者等を除く)

I-3 事務分掌

I-3-1 本庁建築指導課事務分掌

(茨城県行政組織規則)

(平成 30 年 4 月 1 日現在)

- 1 建築に関すること。
- 2 建築士に関すること。
- 3 宅地建物取引業法(昭和 27 年法律第 176 号)の施行に関すること。
- 4 宅地開発に関すること。
- 5 都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)に基づく開発行為等に関すること(河川課の所管に係るものを除く。)
- 6 旧住宅地造成事業に関する法律(昭和 39 年法律第 160 号)の施行に関すること。
- 7 浄化槽法に基づく浄化槽の設置に関すること(特定行政庁の権限に係るものに限る。)
- 8 個人施行者及び市街地再開発組合が施行する市街地再開発事業に関すること。
- 9 がけ地近接危険住宅移転事業に関すること。
- 10 租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)に基づく優良住宅及び優良宅地の認定に関すること。
- 11 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成 18 年法律第 91 号)の施行に関すること(同法第 2 条第 16 号に規定する特定建築物の建築等に係るものに限る。)
- 12 エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和 54 年法律第 49 号)の施行に関すること(建築物に係るものに限る。)
- 13 景観形成に関すること(都市計画課の所管に係るものを除く。)
- 14 建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成 7 年法律第 123 号)の施行に関すること。
- 15 茨城県ひとにやさしいまちづくり条例に基づく届出に関すること。
- 16 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律の施行に関すること(宅地建物取引業者に係るものに限る。)
- 17 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成 24 年法律第 84 号)の施行に関すること(建築物に係るものに限る。)
- 18 マンションの建替え等の円滑化に関する法律(平成 14 年法律第 78 号)の施行に関すること(特定行政庁の権限に係るものに限る。)
- 19 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成 27 年法律第 53 号)の施行に関すること。

(県央建築指導室)

- 1 建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)による建築物の確認及び許可並びに違反建築物に対する指導及び取締りに関すること(県央地域に係るものに限る。2 から 14 までにおいて同じ。)
- 2 建築士及び建築士事務所の取締りに関すること。
- 3 宅地建物取引業者の取締りに関すること。
- 4 独立行政法人住宅金融支援機構法(平成 17 年法律第 82 号)による工事の審査に関すること。
- 5 建築動態調査に関すること。
- 6 都市計画法に基づく開発行為等の規制に関すること。
- 7 浄化槽法に基づく浄化槽の設置に関すること(特定行政庁の権限に係るものに限る。)
- 8 租税特別措置法に基づく優良住宅及び優良宅地の認定に関すること。
- 9 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律による指導、助言及び指示に関すること。
- 10 エネルギーの使用の合理化等に関する法律の施行に関すること(建築物に係るものに限る。)
- 11 景観形成に関すること。
- 12 建築物の耐震改修の促進に関する法律の施行に関すること。
- 13 茨城県ひとにやさしいまちづくり条例による届出の受理並びに指導及び助言に関すること。
- 14 建設工事に係る資材の分別解体等及び再資源化等に関すること。

I-3-2 出先の事務分掌

出 先 機 関

(茨城県行政組織規則)

(平成 30 年 4 月 1 日現在)

- 1 建築基準法による建築物の確認及び許可並びに違反建築物に対する指導，取締りに関すること。
- 2 建築士及び建築士事務所の取締りに関すること。
- 3 宅地建物取引業者の取締りに関すること。
- 4 独立行政法人住宅金融支援機構法の規定に基づく工事等の審査に関すること。
- 5 建築動態調査に関すること。
- 6 都市計画法に基づく開発行為等の規制に関すること。
- 7 浄化槽法に基づく浄化槽の設置に関すること(特定行政庁の権限に係るものに限る。)
- 8 租税特別措置法に基づく優良住宅及び優良宅地の認定に関すること。
- 9 高齢者，障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律による指導，助言及び指示に関すること。
- 10 エネルギーの使用の合理化等に関する法律の施行に関すること(建築物に係るものに限る。)
- 11 景観形成に関すること。
- 12 建築物の耐震改修の促進に関する法律の施行に関すること。
- 13 茨城県ひとにやさしいまちづくり条例による届出の受理並びに指導及び助言に関すること。
- 14 建設工事に係る資材の分別解体等及び再資源化等に関すること。

I - 4 管轄区域

I - 4 - 1 建築指導行政管轄区域図 (H30.4.1現在)



I-4-2 県央建築指導室及び県民センター(建築指導課)の位置及び管轄区域等

事業所名	所在地	管轄(施行)区域	面積	人口
県建築指導室	〒310-8555 水戸市笠原町978-6 県庁舎1階 電話 029-301-4784	水戸市, 笠間市, ひたちなか市, 那珂市, 小美玉市, 茨城町, 大洗町, 城里町, 東海村	1,145 km ²	711,313 人
北 県民センター	〒313-0013 常陸太田市山下町4119 常陸太田合同庁舎内 電話 0294-80-3344	日立市, 常陸太田市, 高萩市, 北茨城市, 常陸大宮市, 大子町	1,652 km ²	359,837 人
鹿 行 県民センター	〒311-1593 鉾田市鉾田1367-3 鉾田合同庁舎内 電話 0291-33-4113	鹿嶋市, 潮来市, 神栖市, 行方市, 鉾田市	754 km ²	272,311 人
南 県民センター	〒300-0051 土浦市真鍋5-17-26 土浦合同庁舎内 電話 029-822-8519	土浦市, 石岡市, 龍ヶ崎市, 取手市, 牛久市, つくば市, 守谷市, かすみがうら市, 稲敷市, つくばみらい市, 阿見町, 美浦村, 河内町, 利根町	1,514 km ²	1,002,641 人
西 県民センター	〒308-8510 筑西市二木成615 筑西合同庁舎内 電話 0296-24-9149	古河市, 結城市, 下妻市, 常総市, 筑西市, 坂東市, 桜川市, 八千代町, 五霞町, 境町	1,031 km ²	546,034 人

(注) 人口は、平成30年3月1日現在、茨城県統計課調べによる。

面積は、平成29年全国都道府県市町村別面積調べ(国土地理院)による。

I-5 付属機関

法令によるもの

I-5-1 茨城県開発審査会

任期 H30. 8. 1 ~ R2. 7. 31

目 的	都市計画法に規定する開発行為等に関する意見具申及び同法第50条第1項に規定する審査請求に対する裁決		
根 拠 法 令	都市計画法 第78条		
所 管 課	都市局建築指導課		
委 員	構 成 区 分	委 員 名	役 職 名
	法 律	皆 川 昭	弁護士
	経 済	柳 生 修	ひたちなか商工会議所 副会頭
	経 済 (農 業)	朝 日 正	元 茨城県農業会議専務理事事務局長
	都 市 計 画	大 村 謙 二 郎	筑波大学名誉教授
	建 築	江 原 秀 明	(一財) 茨城県建築センター理事長
	公 衆 衛 生	中 山 久 美 子	(一社) 茨城県医師会常任理事
	行 政	橋 本 由 美 子	(公社) 茨城県青少年育成協会事務局長

I-5-2 茨城県建築審査会

任期H30. 10. 1~R2. 9. 30

目 的	建築基準法に規定する例外許可に関する同意，同法第94条第1項前段の審査請求に対する裁決及び同法の施行に関する重要事項の調査審議		
根 拠 法 令	建築基準法 第78条		
所 管 課	都市局建築指導課		
委 員	構成区分	委 員 名	役 職 名
	建 築	柴 恭	(一社) 茨城県建築士会会長
	法 律	水 口 二 良	弁護士
	経 済	石 川 和 宏	茨城県商工会議所連合会専務理事
	建 築	柳 下 文 江	建築士
	都 市 計 画	小 柳 武 和	茨城大学名誉教授
	公 衆 衛 生	満 川 元 一	(一社) 茨城県医師会副会長
	行 政	高 畠 聖 子	元茨城県女性青少年課長

I-5-3 茨城県建築士審査会

任期H30.9.22～R2.9.21

目的	二級建築士，木造建築士試験に関する事務及び二級建築士，木造建築士又は建築士事務所の懲戒処分に係る審議	
根拠法令	建築士法 第28条	
所管課	都市局建築指導課	
委員	委員名	役職名
	横須賀 満 夫	(一社) 茨城県建築士事務所協会名誉会長
	高 槻 一 雄	(一社) 茨城県建築士会常務理事
	平 沼 清 美	(一社) 茨城県建築士会元女性委員会委員長
	清 水 義 幸	(一社) 茨城県建築士事務所協会理事・構造部会部会長
	上 畠 佳 子	茨城県弁護士会元副会長
	根 本 洋 一 朗	(一社) 茨城県建築士会常務理事
	濱 中 本 子	(一社) 茨城県建築士会女性委員会委員長